



最大 60 万円 新婚夫婦を応援します



令和 7 年度 津幡町結婚新生活支援事業補助金

新婚夫婦の新生活を経済的に支援するため、住居費用や
引越費用、リフォーム費用を補助します。



★対象夫婦

所得合計が 500 万円未満で、ともに 39 歳以下の新婚夫婦

(令和 7 年 1 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日の間に婚姻届を提出・受理)

☞所得とは？

・給与収入の方

前年 1 年間の給料の額面総額（収入）から給与所得控除を差し引いたもの。※手取り額ではありませんので、ご注意ください。

・自営業の方

前年 1 年間の収入から必要経費を差し引いたもの。

※所得金額は、所得証明書の「総所得金額等」欄に記載の額で判断します。

★対象費用

婚姻に伴う新たな住居の取得・賃借費用、引越費用、リフォーム費用

(令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日の間に支払われた費用)

★補 助 額

住居の取得・賃借費用、引越費用、リフォーム費用の合計金額

(上限 30 万円 ※夫婦ともに 29 歳以下の場合は、上限 60 万円)

詳細な要件・手続き方法は裏面でご確認ください

◆対象世帯の要件

☐	令和 7 年1月1日から令和 8 年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦であること。
☐	令和 6 年分の夫婦の所得を合算した金額が 500 万円未満であること。 ※ただし、次の場合は、記載する計算方法により算出した金額が 500 万円未満であること。 【貸与型奨学金の返済を行っている場合】 夫婦の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除した金額
☐	婚姻の届出日において、夫婦ともに 39 歳以下であること。
☐	夫婦が生活を開始する住居が津幡町内にあること。
☐	夫婦が生活を開始する住居に夫婦の住民票があること。
☐	「津幡町空き家バンク利用奨励金」以外の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
☐	過去に本制度に基づく補助を受けたことがないこと。
☐	町税等の滞納がないこと。

◆対象費用の要件

《住居費用の補助を申請する場合》

☐	婚姻を機に新たに住居を取得、賃借をする際に要した費用で、購入費、建築費、家賃（共益費を含む）、敷金、礼金（保証金等これに類する費用を含む）、仲介手数料であること。 ※家賃については、勤務する事業所から住居手当が支給されている場合は、当該手当分を控除した費用
☐	令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に支払われた住居費用であること。

《引越費用の補助を申請する場合》

☐	対象住居への引越に際し、引越業者又は運送業者へ支払った費用であること。 ※クリーニング代、不用品処分費等は対象外
☐	令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に支払われた引越費用であること。

《リフォーム費用の補助を申請する場合》

☐	対象住宅の修繕、増築、改築及び設備更新等の工事費用であること。 ※倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、又は植栽等の外構に係る工事費用、エアコン、洗濯機等の家電購入、設置に係る費用は対象外
☐	令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に支払われたリフォーム費用であること。

◆手続き

令和8年3月31日までに、申請書（様式第1号）に以下の書類を添えて提出してください。

※予算の上限に達した場合は、申請受付を終了する場合があります。

申請の予定がある場合は、お早めに企画課までご連絡ください。

【申請書添付書類】

- ☐婚姻届受理証明書又は戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）
- ☐夫婦の住民票の写し（本籍・続柄省略のもの）
- ☐令和7年度所得証明書
（令和7年度の所得証明書が発行されない間は令和6年度のもので可）
（「源泉徴収票」や「市町村民税・都道府県民税 特別徴収税額の決定通知書」は不可）
- ☐（貸与型奨学金の返済を行っている場合）貸与型奨学金の返済額がわかる書類
- ☐（購入又は新築費用の場合）売買契約書又は請負契約書の写し
- ☐（賃借費用の場合）賃貸借契約書の写し
- ☐（賃借費用の場合で、住宅手当を受給している場合）住宅手当支給証明書（様式第2号）
- ☐（リフォーム費用の場合）見積書と請負契約書の写し
- ☐（リフォーム費用の場合）住宅全体と工事箇所の工事前後の写真
- ☐住居費用、引越費用、リフォーム費用の領収書の写し等



◆申請・問合せ先

津幡町総務部企画課 TEL：076-288-2158 mail：kikaku@town.tsubata.lg.jp